



# 契約書

令和 年 月 日 / 第 一 号





## 【9】 銀行ローン・当社への分割払い

- (1) 銀行ローンのお申込みは契約後 10 日以内に「お客様 (乙)」のご本人様が持ち込みとする。
- (2) 意図的に手続きを遅らせる行為は違約行為として第 13 項に基づいた手続きとする。
- (3) 当社への分割払いは金利・手数料は不要、銀行ローンに関しては金融機関の金利・手数料が発生する。
- (4) ローン特約  
金融機関または当社への分割払いの審査により審査不可となった際は解約とする。  
その際、受領済みの金員は全額返金させていただきます。作業開始はローン審査後とする。  
作業後に乙から申出たローン利用の審査に関しては「ローン特約」に該当しないこととする。

## 【10】 契約後の報告

- (1) 調査報告にて、個人情報(氏名や住所など)は報告対象から外れ報告は出来ないこととする。
  - (2) 報告方法にて、報告書を作成せず書面による報告は行わず、メール・口頭による報告とする。
  - (3) 報告方法にて、ビデオや写真での映像報告も行うが撮影禁止場所(駅・デパート等)等により撮影が出来ない事がある。
  - (4) 報告方法にて、甲から提供した画像・動画は閲覧のみとして、乙は保存しないこととする。
  - (5) 報告方法にて、如何なる理由・委任状等の代理書面が在った場合にも報告先は乙本人のみとする。
  - (6) 報告方法にて、報告頻度は、最長が月締報告として報告日は双方にて協議の上で決定する。
  - (7) 守秘義務上の問題から、電話連絡の際は乙から甲へと連絡を行うことを基本とする。
  - (8) 乙の現場同行は不可とする。
  - (9) 弊社スタッフの画像  
報告画像にスタッフが写っている場合、スタッフの個人情報保護として画像処理(モザイク)を施すこととする。  
画像処理なし映像に関しては弊社オフィスでの閲覧のみとして、提供は出来ない。
- (10) データ処分は、契約期間満了 14 日以内にデータ処分(契約書・重要事項説明書を省く)を行なうこととする。

## 【11】 違法行為の除外

- (1) 契約の目的は調査対象に関する情報収集、及び依頼人様へのコンサルティング(初級)とする。
- (2) 契約の目的は人権・差別(同和問題・国籍・病気など)に関わる調査、及び報告を行わない。
- (3) 違法行為・準ずる行為の一切を行わない事とする。
- (4) 依頼者・対象者・関係者が以下項目に該当する場合、及び担当者が対応不可と判断した場合。
- (5) 対応不可となる場合
  - A. 乙が作成提案したプランを実行する行為。
  - B. ストーカー行為等で違法性がある目的を前提としたご依頼や委任締結後に違法性がわかった場合。
  - C. 本件に関して、乙らが関与する・関与したと思われる違法行為・ストーカー行為らの迷惑行為があった場合。
  - D. 迷惑行為により、警察等から注意、指導、勧告等を受けている場合。
  - E. 情報管理に問題がある、信頼関係が築けないと判断した場合。
  - F. 対象人物が妊娠中・産後直ぐ・産後間もない・反社会勢力の関係者などの場合。
  - G. 契約目的の進行に妨げと成った際は乙の違約行為と成り、甲へと被害相当額の賠償にて和解する事とする。

## 【12】 不可抗力で契約続行不可となった場合

- (1) 甲の介入が無くとも本契約の目的が達成された場合は契約解除となるが契約費用の返金は無いものとする。
- (2) 本契約中に天変地異、対象人物らが事故・長期的な入院・死亡等で契約続行が困難な場合
  - A. 原因の如何に関わらず契約解除と成り受領済み金員の返還は無いものとする。

## 【13】 他業他社との重なる契約

- (1) 同業他社への重なる契約は禁止とする。
- (2) 本契約移行に他社との重複した契約が発覚した場合は違約解約とする。

## 【14】 特約事項

## 【15】 無条件解約 (クーリングオフ・事業所外にて契約の場合)

- (1) 特定商取引法の適用を受ける場合
  - A. 書面を受領した日から起算して8日以内は、乙は文書をもって契約の解除 (クーリングオフ) が出来る。
  - B. その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとする。
- (2) 上記期間内に契約の解除があった場合
  - A. 契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求する事はない。
  - B. 契約解除の申し出の際に受領要した金員がある場合、すみやかにその全額を無利息にて返還する。
- C. すでに役務が提供された場合、乙に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求しない。

## 【16】 契約の解除

- (1) 契約解除は甲乙のどちらかの申出により契約解除できることとする。
- (2) 契約解除の解除時の対応
  - A. 契約稼働数を全て行ったときは如何なる結果に措いても返金はできない。
  - B. 甲に解除する事情がでたとき、調査料金の未作業分を乙に返還する。
  - C. 甲の責任ではなく調査継続できない理由が生じたとき、未作業分を乙に返還する。
  - D. 乙の責任ではなく調査継続できない理由が生じたとき、未作業分を乙に返還する。
- (3) 乙から契約解除を申出た場合 (作業着手前の解約)
  - A. 契約金を全額受領済の場合は契約料金の90%を返金する。
  - B. 契約金を全額未受領の場合は契約料金の10%になるよう支払いが必要とする。
- (4) 乙から契約解除を申出た場合 (作業着手後の解約)
  - A. 理由に関わらず返金は出来ない。
  - B. 契約料の一部受領済みの場合は契約料金の全額になるよう支払が必要とする。

## 【17】 違約解約となる禁止行為・違約解約

- (1) 違約解約・及び違約金の発生に関しては以下の通りとする。
- (2) 禁止行為
  - A. 調査対象を含む契約関係者が暴力団関係者・及び準ずる者であることが判明した場合。
  - B. 甲乙がブログや掲示板などを介して本件と特定できる内容を公にした場合。
  - C. 甲乙が意図的、重過失、悪意を持って情報漏洩させた場合。
  - D. 乙が甲への告知無く甲社員との連絡行為があった場合。
  - E. 乙が対象者・及び関係者への尾行・付回す行為・無言電話・悪戯行為を行った場合。
  - F. 乙が対象者・及び関係者への張込み・待機・待ち伏せ等の行為を行った場合。
  - G. 目的が違法行為・及び違法行為に該当すると判明した場合は契約解除とする。
- (3) 違約解約時の違約金に関して
  - A. 乙の違約解約は契約金の全額支払い、甲の違約解約は契約金の全額返金とする。
  - B. 違約解約の原因により被害が生じた際には契約金を上限とした違約金で和解とする。

## 【18】 秘密厳守の約束・情報漏洩

- (1) 甲乙は、本契約の中で知り得た事項についての情報・秘密は厳守しなければならない。
- (2) 対象者の氏名・住所に関する情報及び関連するデータはメールにて情報提供を行うこととする。
- (3) 契約書、領収書、メール履歴などの管理を含め重大な過失・故意によって契約内容を漏洩させた場合、
  - A. 過失による情報漏洩は作業の継続が出来る状態であれば違約金は発生しないとする。
  - B. 故意による情報漏洩は作業の継続の有無を問わず契約解除となり違約金が発生するとする。
- (4) 以下ケースなどでは違約解約とならない事とする。
  - A. 甲の調査作業時に張込み・尾行を警戒されたが継続作業ができる場合。
  - B. 甲の調査作業時に張込み・尾行が発覚されたが継続作業ができる場合。
  - C. 甲乙の知人、友人が本件を知る立場にありその人物から情報漏洩したが作業の継続が出来る場合。
  - D. 甲乙の故意ではない情報漏洩で作業が継続できる場合。

契 約 料 金

契約料金.....円

消費税.....円

料金総額.....円

【現金決済の場合】

ご入金日 令和 年 月 日迄に(来社・銀行振込み).....

ご入金額 ..... - 円

【分割支払いの場合】

頭金のご入金日 令和 年 月 日迄に(来社・銀行振込み).....

ご入金額 ..... - 円

2回目以降 ..... 円を毎月25日に銀行振込みの 回分割とする-

最終ご入金日 ..... ご契約月から ヶ月後 - を最終支払月とする-

ご入金先・割賦のお振込み先口座(銀行振込の際は明細書をもって領収証の発行に代える)

銀行名 : メールにて案内

口座名義人 :

令和 年 月 日

甲

住所.....大阪市西区北堀江1丁目1番7号.....

株式会社URAKAMI

大阪府公安委員会 第62191275号

氏名.....代表取締役 浦上貴義.....<sup>Ⓜ</sup>

電話.....06-6578-7007(代表).....

乙

住所.....

氏名.....<sup>Ⓜ</sup>

電話.....

携帯電話.....